

津市教育振興ビジョン後期基本計画(案)の概要

1 策定の趣旨

平成20年12月に基本構想（計画期間：平成20年度～平成29年度）と前期基本計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）で構成する「津市教育振興ビジョン」を策定しました。

今後は、平成24年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、今日まで取り組みました成果・課題を把握するとともに、今後の教育を取り巻く諸情勢の変化を見据えた後期基本計画を策定し、津市教育振興ビジョンの基本目標である「夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり」をめざします。

国の教育施策

平成18年12月 教育基本法改正
平成19年 6月 学校教育法改正→新たな教育改革が動き出した。
平成20年 7月 教育振興基本計画が閣議決定→今後10年間の目指すべき教育の姿。
計画期間（平成20年度から平成29年度まで）

県の教育施策

平成19年 7月 「三重県教育振興ビジョン第四次推進計画」を策定
平成23年 3月 三重県教育ビジョン
計画期間（平成23年度から平成27年度まで）

2 基本構想

基本目標 夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり

基本目標3つの視点

- 夢をもつ人づくりをめざします。
- 国際社会で活躍する人づくりをめざします。
- 自立した人づくりをめざします。

横断的な目標「生きる力」の連続した育成

成長の連続性を重視し、それぞれの段階における連続した「生きる力」を育み、学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の育成をめざし、さらに生涯にわたり学び続ける元気な人づくりをめざして取り組みます。

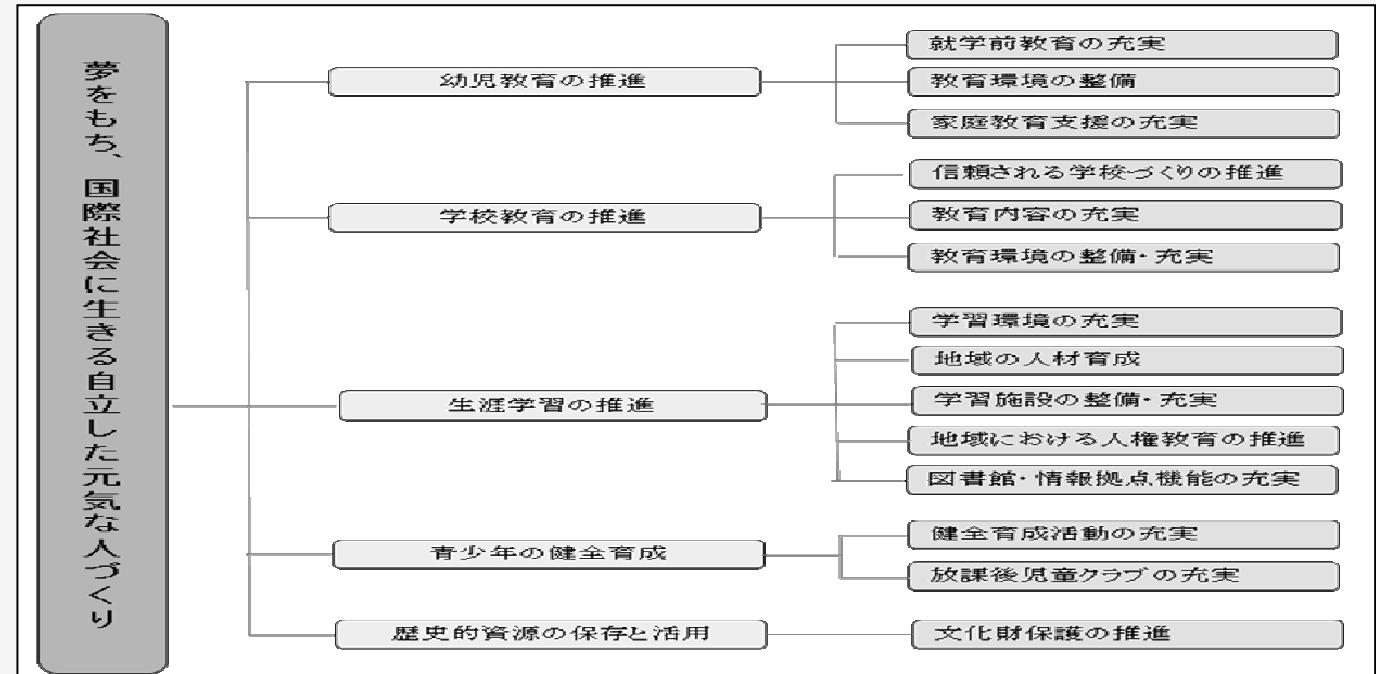
3 後期基本計画の期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の後半の期間となる平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4 全体構成

- このビジョンは、2部の構成としています。
- (1) 第1部 ビジョンの目的、基本構想、体系図、前期基本計画の成果・課題、今後の方向性を記述しています。
 - (2) 第2部 具体的な取組内容を施策体系別に示し、数値目標の設定を記述しています。

5 施策の体系図



6 施策の主なもの

- (1) 幼児教育の推進
津市就学前教育プログラムの策定に取り組み、小学校教育と連動しながら、遊びを通した学びの充実に努め、集団による望ましい教育を充実させるため、適正規模による環境整備を進めます。また、家庭教育支援の充実を図るため、保護者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択でき、質の高い保育・教育を総合的に提供することができる就学前教育をめざし、本市独自の幼保一体化に向けた取組を進めます。
- (2) 学校教育の推進
子どもたちの学ぶ意欲の向上、自ら考える力の育成、教員の資質向上に取り組み、小中一貫した継続的な教育を推進します。また、児童生徒の災害対応能力の育成をはじめ、体験型防災学習や地域と連携した防災学習・訓練を実施するとともに、地域と連携した学校の危機管理体制の見直しと充実を図ります。さらに、小学校の適正規模の見直しを含めた配置の在り方とプレハブ校舎の解消など、快適な学校環境を整備します。
- (3) 生涯学習の推進
新しい学習機会の創設に取り組み、新中央公民館では、人づくりやまちづくりの拠点となる特色ある公民館事業を創出します。また、市民全体が集い、地域社会へのサービスを総合的に提供できる地域の学習拠点である公民館としての機能を充実します。さらに、地域の人材育成に努めるとともに、必要な整備・改修を計画的に進め、公民館の適正配置をめざします。地域における人権教育の推進を図るため、人権が尊重される地域づくりに向けた人権ネットワークの構築をめざします。図書館においては、多様な市民ニーズに応えられるよう、図書館機能を充実します。
- (4) 青少年の健全育成
子どもが安心して学ぶことができる居場所づくりを地域と一体となって促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき放課後児童クラブの施設整備等を推進します。
- (5) 歴史的資源の保存と活用
有形、無形の文化財と埋蔵文化財の適切な保存・管理を行うとともに、歴史文化に触れる機会の拡充や伝統文化の継承などに努めます。各資料館においては、地域性のあるテーマに基づいた施設整備を図ります。

津市教育振興ビジョン

後期基本計画

(案)

平成25年 月

津市教育委員会

目 次

第1部 序章

第1章 策定にあたって

1 ビジョン策定の背景と目的	1
2 ビジョンの位置づけ	2
3 計画の基本構想と期間	3
4 体系図	4

第2章 施策体系別成果・課題と方向性

1 幼児教育の推進	
(1) 成果・課題	6
(2) 今後の方向性	8
2 学校教育の推進	
(1) 成果・課題	9
(2) 今後の方向性	11
3 生涯学習の推進	
(1) 成果・課題	12
(2) 今後の方向性	14
4 青少年の健全育成	
(1) 成果・課題	15
(2) 今後の方向性	16
5 歴史的資源の保存と活用	
(1) 成果・課題	17
(2) 今後の方向性	18

第2部 施策の推進

第1章 幼児教育の推進

1 就学前教育の充実	
(1) 質の高い就学前教育の実践	19
(2) 人権教育の推進	21
(3) 家庭・地域との連携	23
(4) 特別支援教育の推進	25
(5) 健康・安全指導の充実	26
2 教育環境の整備	
(1) 新しい時代を創造する就学前教育の在り方	27
3 家庭教育支援の充実	
(1) 幼稚園における子育て支援の充実	28

第2章 学校教育の推進

1 信頼される学校づくりの推進	
(1) 小中一貫した継続的な教育の推進	29

(2) 地域とともにある学校づくりの推進	30
2 教育内容の充実	
(1) 確かな学力向上をめざす教育の推進	33
(2) 人権教育の推進	36
(3) 子ども一人一人のニーズに応じた教育支援の充実	37
(4) 豊かな心を育む教育の充実	40
(5) 健やかな身体を育む教育の充実	41
(6) 防災教育の推進	43
(7) 指導力の向上	44
3 教育環境の整備・充実	
(1) 安全・安心な学校生活の提供	46
(2) 学校施設の整備	48
(3) 学校の適正配置	49
第3章 生涯学習の推進	
1 学習環境の充実	
(1) 学習機会の拡充	50
(2) 学習情報の収集・提供	52
2 地域の人材育成	
(1) 学習活動の支援	53
3 学習施設の整備・充実	
(1) 社会教育施設等の整備・充実	54
4 地域における人権教育の推進	
(1) 地域連携や学習活動の充実	55
5 図書館・情報拠点機能の充実	
(1) 図書館機能の充実	57
第4章 青少年の健全育成	
1 健全育成活動の充実	
(1) 青少年健全育成事業の充実	59
(2) 青少年育成関係団体の支援	60
2 放課後児童クラブの充実	
(1) 放課後児童クラブの支援と施設整備	61
第5章 歴史的資源の保存と活用	
1 文化財保護の推進	
(1) 文化財の保存と活用	62
(2) 伝統文化の継承	63
(3) 歴史資料の公開と活用	64



第1部 序章

第1章 策定にあたって

1 ビジョン策定の背景と目的

わが国は、少子高齢化、高度情報化、社会・経済のグローバル化、価値観の多様化、地方分権の推進など、大きな時代の変化の中にあります。

教育の分野においては、いじめや不登校、自殺など命や人権にかかわる問題をはじめ、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、地域連携の希薄化、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、さまざまな現状と課題が浮かび上がってきています。

こうした中、制定から約60年を経て教育基本法が平成18年12月に改正され新たな教育改革が動き出しました。この改正教育基本法に基づき、国は教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

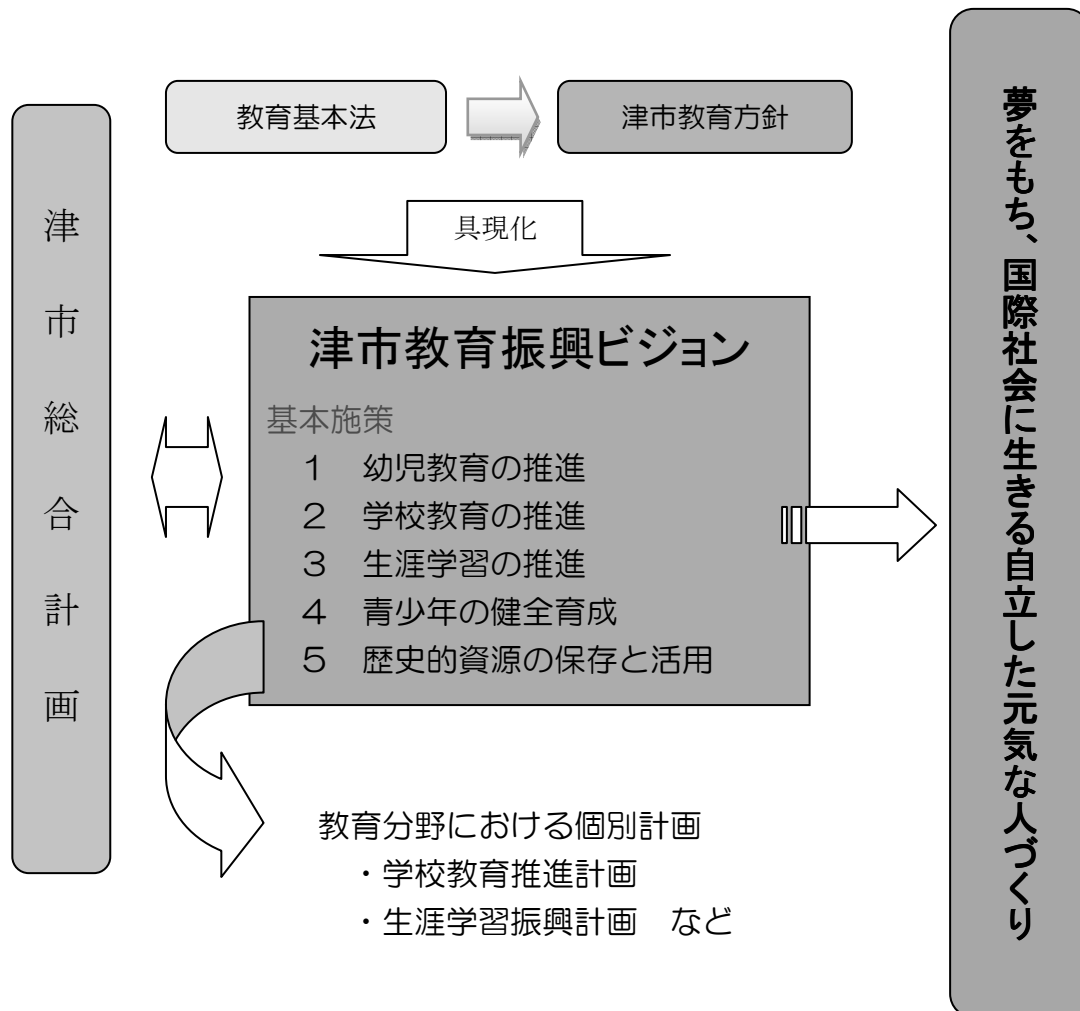
津市においては、平成20年3月に「津市総合計画」が策定され、教育委員会においては、平成20年12月に「津市教育振興ビジョン」を策定し、平成29年度までの計画的な教育施策の方向性を示し、基本目標である「夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり」をめざし、今日まで取り組んできました。

平成20年12月に策定された「津市教育振興ビジョン」に基づいて、平成24年度までの前期基本計画で示した施策・事業の進捗状況を検証・評価することにより諸課題を把握するとともに、本市の教育を取り巻く諸情勢変化に対応しつつ、今後、津市がめざす教育の姿、それを実現するための施策の展開を具体的かつ体系的に明らかにした「津市教育振興ビジョン後期基本計画」を策定します。

2 ビジョンの位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第1項に基づき策定された国の教育振興基本計画を参考にし、効率的で効果的な教育の実現をめざすとともに、津市の実情に応じた教育振興の施策に関して、総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

津市教育振興ビジョンは、「津市総合計画」に示す県都津市の将来像「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を実現するための教育分野における計画であり、教育委員会において事業を進めるもとになります。今後は、この計画に沿った事業に取り組みます。



3 計画の基本構想と期間

(1) 基本構想

「夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり」を基本目標に、「夢をもつ人づくり」「国際社会で活躍する人づくり」「自立した人づくり」の3つの視点から、元気な人づくりをめざします。

I 夢をもつ人づくり

社会の変化を的確に読み取り、常に将来への夢と希望をもち、既成概念にとらわれない自由で新しい発想とチャレンジ精神をもち続ける元気な人づくりをめざします。

II 国際社会で活躍する人づくり

グローバル化や情報化の進展の中で、地域の人々とともにこれまで培われた伝統や文化を大切にしながら、国際社会の一員としての自覚をもち、行動することができる元気な人づくりをめざします。

III 自立した人づくり

自分の個性を活かしつつ、他者の人権も尊重し、望ましい人間関係を築きながら、自分の目標に向かって主体的に行動し、その行動に責任もてる自立した元気な人づくり、生涯を通じて学び続ける元気な人づくりをめざします。

(2) 期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の後半の期間となる平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、国・県の制度等の改正により、必要に応じて内容の見直しを行います。

夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり

4 体系図

夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり



第2章 施策体系別成果・課題と方向性

1 幼児教育の推進

(1) 成果・課題

近年の子どもをめぐる社会環境の著しい変化の中で、子どもの健やかな育ちが危ぶまれている現状があり、本市においても、遊びや生活体験に乏しく、運動能力やコミュニケーション能力の低下、粘り強さに欠ける子どもの姿が課題となっています。

また、家庭においても核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化などから、子育てに不安感を抱く保護者も多いことから、基本的な生活習慣の確立に向けて、家庭の教育力の向上が求められています。

そのため、幼稚園教育において、それらの課題に対応するための教育内容の充実や教職員の資質と能力の向上に努めるとともに、家庭教育との連携に力を入れてきました。中でも、友達との遊びや幼児の直接体験を大切にした指導に重点をおくとともに、地域とのつながりを大切にし、地域の教育力を生かした異世代交流やゲストティーチャー^{※1}等を取り入れてきました。これらは、幼児の生活経験を豊かにすることにつながっています。

人権教育の面では、PTA活動における人権小集会^{※2}や人権人形劇を通して、保護者の人権感覚や子どもへのかかわり方を考える機会につなげてきました。今後、さらに幼児の豊かな人間性や感性を育むための取組を進めていくことが必要です。

特別な支援を要する幼児は、年々増えています。その幼児の理解や支援の在り方を園内で検討、研修し、支援の充実に向けて取り組む中で、職員一人一人が幼児の理解を深めていくことに成果を上げてきました。今後、中学校区でのケース検討などを通して、小中学校へつなげていくさらなる支援体制を整えていかなければなりません。

また、これまで、幼小連携を重要な柱とし、幼小人事交流や合同研修会の実施など、各幼小間で様々な交流や取組を行い、就学前教育^{※3}から小学校教育への円滑な接続という視点で効果を上げてきました。今後、さらに充実した連携をめざして、新たなスタートカリキュラム^{※4}の作成に取り組む中で職員の相互理解を図る必要があります。同時に、子どもの育ちや社会の変化に柔軟に対応していくために、教職員の一層の資質向上をめざした研修体制を整える必要があります。

次に、本市には、市立幼稚園が41園、私立幼稚園が10園、国立幼稚園が

1 園、市立保育所が26箇所、私立保育所が31箇所あります。近年の社会構造の変化や女性の社会進出などにより、保育所への需要が増大する一方で、幼稚園では就園率が年々減少傾向という状況が続いています。そのため、「津市立幼稚園の適正規模^{※5}に係る実践研究^{※6}」においては、幼児の望ましい環境づくりや、給食、預かり保育等の保護者ニーズについての研究に取り組み、その研究結果をもとに「津市の就学前教育のあり方」を確立していくための検討を進めてきました。

また、市内の幼保一体化^{※7}施設（隣接を含む）では、幼保で一緒に行事を行ったり、交流したりしてきました。その中で今後、保育・教育内容や生活リズム等の調整をしながら幼保の職員間で共通理解を図ることが必要です。そして、小学校教育への円滑な接続をめざした望ましい就学前教育の在り方を考えていかなければなりません。

【ことばの解説】

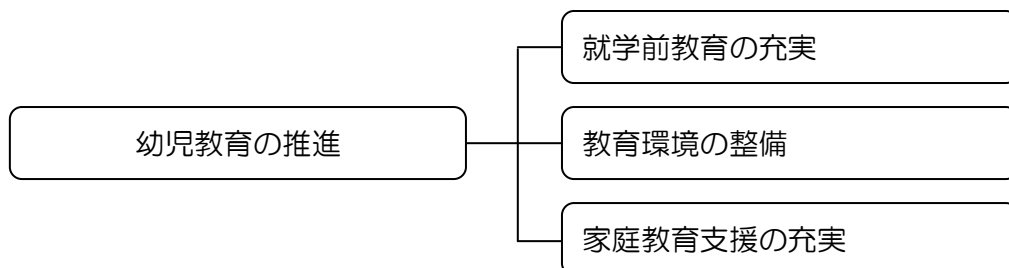
- ※1 ゲストティーチャー：専門的な技術や知識を有する人を指導者として特別に幼稚園や学校に招いた一般の人のこと。
- ※2 人権小集会：保護者や教職員が子育てや人権について学び合い、理解・認識を深め、お互いのつながりをより豊かなものにしていくための少人数の話し合いやワークショップ形式等での研修会のこと。
- ※3 就学前教育：学校教育において、小学校教育より前の段階にある教育のこと。
- ※4 スタートカリキュラム：児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるよう構成したカリキュラムのこと。
- ※5 適正規模：津市においては、幼稚園教育を実施していく上で望ましいと考えられる学級編成及び人数のこと。本市では、概ね、次のように考えています。
 - 3歳児（学級定数20人）2学級編成－30人～40人程度
 - 4歳児（学級定数30人）2学級編成－40人～50人程度
 - 5歳児（学級定数30人）2学級編成－40人～60人程度
- ※6 適正規模に係る実践研究：平成22年度から津地域の神戸幼稚園・櫛形幼稚園・片田幼稚園の3園にて実施した、幼稚園の適正規模に向けた教育課程や保護者ニーズについての実践研究のこと。
- ※7 幼保一体化：現行の幼稚園と保育所の所管、制度等の範囲内で、保育所と幼稚園を一緒に運営したり、施設の共用化や教育内容の整合性を図ったりして就学前教育を行うこと。（幼保一元化：幼稚園と保育所の所管、根拠法、設置基準、教育・保育内容等を一つにして、就学前教育を行うこと。）

（2）今後の方向性

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児教育は、学習意欲や態度の基礎となる好奇心、探究心、豊かな創造性など、生きる力の基礎を身に付けるとともに、基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培うという重要な役割を担っています。

そのため、

- 津市就学前教育プログラムの策定に取り組み、小学校教育と連動しながら、遊びを通した学びの充実に努めます。
- 一人一人を大切にした人権教育の取組を充実し、地域や家庭と連携しながら、幼児の豊かな感性や人間性を育み、互いを大切にする仲間づくりに取り組みます。
- 集団による望ましい教育を充実させるため、適正規模による環境整備を進めます。
- 保護者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択でき、質の高い保育・教育を総合的に提供することができる就学前教育をめざし、本市独自の幼保一体化に向けた取組を進めます。
- 子育て中の保護者の不安解消や家庭教育力の向上をめざし、保護者支援を推進します。



2 学校教育の推進

(1) 成果・課題

社会の変化に伴い、都市化や過疎化による家族形態の変容や、価値観やライフスタイルの多様化により、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化しています。津市教育振興ビジョン前期基本計画の基本目標である「夢をもつ人づくり」「国際社会で活躍する人づくり」「自立した人づくり」を推進するため、学校教育では、子どもたちが自ら考え主体的に行動できる「学ぶ力」の育成をめざし、体験をもとにした学習活動や本物から学ぶ学習の推進や、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動に積極的にかかわっていく取組を展開してきました。その結果、学校は、保護者や地域住民をゲストティーチャーとして積極的に活用し、地域との連携を図りながら教育活動の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業等の先進的な取組により、保護者や地域の思いを反映した開かれた学校づくりが進んでいます。

また、教育内容の充実をめざし、確かな学力を身に付けるための授業づくりや、指導力を高める研修の実施、本市独自の人的配置等を行うとともに、主体的な学校づくりを推進するため、輝きプロジェクト事業を実施してきました。本事業では、地域や学校の実態に合わせ、子どもたちに確かな学力を定着させる工夫や支援を行ってきました。その結果、地域の公共施設、教育施設等を活用したり、地域の人材を活用したりすることで、子どもたちに豊かな学びの場を提供することができました。

こうした取組により、本市の子どもたちは、基礎的基本的な内容についてはおおむね満足できる状況ですが、習得した知識を活用することや、粘り強く学習や運動に取り組むことに課題があることが分かってきました。また、子どもたちの様々な人とのかかわりから、人権についての理解や認識は深まってきましたが、様々な理由により自己肯定感が持てなかったり、自分と他の人の大切さを認め、主体的に行動していくことに課題があります。

今後は、これまでの取組の成果をもとに、子どもたちの学ぶ意欲の向上やわかる授業の実施、学ぶ習慣の定着をめざした学力向上支援策を実施していく必要があります。また、子どもたちの豊かな心や健やかな身体を育むためには、子どもたちと向き合う教職員のさらなる資質・向上が求められています。

そうした取組が一層推進できるよう、地域との連携を基盤に据え、その仕組みづくりを行い、子どもたちを地域社会全体で育てていく体制づくりが必要です。

そして、教育環境の整備・充実に向けた取組としては、東日本大震災の教訓

を踏まえ、「危機管理マニュアル」の見直しやあらゆる場を想定した臨機応変に対応できる防災計画の作成等、学校の危機管理の推進を図ってきました。今後は、これらがより実効あるものとなるようさらに充実を図っていくとともに、防災に対する教職員や子どもの意識をより高めていく必要があります。学校施設については、全小中学校・幼稚園における耐震化工事が完了したことから、今後は、校舎の老朽化に伴う計画的な大規模改修、学級増に伴う校舎の増築等が必要です。また、学校給食については、全小中学校での実施を実現したことで、給食実施・未実施の不均衡を解消することができました。今後は、老朽化する給食施設の効率的、効果的な整備が課題となっています。子どもたちにとって望ましい教育環境を整えるために、学校の適正配置を進めています。保護者や地域住民との協議の結果、美杉・芸濃地域において小学校の再編が実現しました。また、大規模小学校については、8条適用区※¹の指定により児童数の緩和に努めてきましたが、大規模校の解消には至っていません。今後は、新しい教育環境の在り方について検討・協議する中で学校の適正配置を進めていく必要があります。

【ことばの解説】

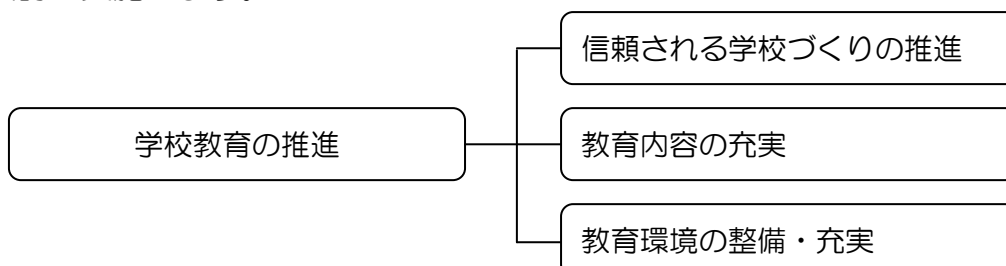
※1 8条適用区：学校教育法施行令第8条の規定により、指定校の変更を認めている区域のこと。

（２）今後の方向性

本市では社会全体で子どもを育てる視点を重視し、子どもたちや地域の特性を生かした主体的な特色ある学校づくりを行うとともに、教職員も子どもたちとともに学び合う取組を進め、子どもたちの学ぶ力の育成を図ります。

そのため、

- 中学校区のめざす子ども像を実現するために、子どもたちの9年間の発達段階に応じた教育内容や指導方法の工夫・改善を図り、全小中学校において小中一貫教育を推進します。
- 各学校や地域の実態を踏まえ、地域コーディネーターの活用を図りながら、「地域とともにある」主体的な学校づくりをめざします。
- 子どもたちに学習の基礎基本の確実な定着、学ぶ意欲の向上、自ら考える力の育成をめざすとともに、教員の資質向上に取り組みます。
- 一人一人を大切にしたい人権教育の取組を充実し、お互いをかけがえのない存在として尊重する人権感覚あふれる学校づくりを進めます。
- 特別支援教育、外国人児童生徒教育の充実を図るとともに、問題行動や心の問題を抱かえる児童生徒への適切な支援や指導を行います。
- 生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな身体を持ち、社会の一員としての自覚のある子どもを育てるために、豊かな体験活動・読書活動、様々な人との出会い、健康教育、体力運動能力向上の取組を進めます。
- 災害に関する知識を身に付け、的確な状況判断により自らの安全を確保するとともに、他者と助け合うことができる児童生徒の育成をめざし、体験型防災学習や地域と連携した防災学習・訓練を実施します。
- 地域と連携した学校の危機管理体制の見直しと充実を図るとともに、危機管理能力のある教職員を育成します。
- 災害や老朽化による事故から子どもたちを守るため、施設の点検及び修理などを進めます。
- 安全・安心でおいしい学校給食を提供していくため、給食施設の整備も含め、学校給食のより一層の充実を図っていきます。
- 保護者や地域住民の意向を把握しながら小学校の再編を進めるとともに、連携をより深めた中学校区での教育の在り方を模索しつつ、学校の適正配置を検討・実施します。



3 生涯学習の推進

(1) 成果・課題

あらゆる世代の多様なニーズや地域の特性・課題などに対応した特色ある生涯学習事業を展開するため、「津市生涯学習振興計画」のもと、生涯学習活動を推進してきました。

公民館では、市民の教養の向上を中心に事業を推進してきましたが、現在の地域社会は大規模災害や少子高齢化への対応など様々な社会的・地域的課題を抱えており、これら地域課題の解決に資する講座の実施に取り組むことが必要です。

学習情報の提供については、いつでも、どこでも、だれでも学習できるよう、広報津だけでなく、ホームページ等の様々なメディアの活用を進める必要があります。また、生涯学習活動を推進させるためには、市民が学習によって得た知識や技術を、地域社会における様々な活動の中で生かすため、生涯学習スポーツ支援制度により人材の情報を登録していますが、学校の教育活動で有効に活用できる体制づくりが必要です。

各地域の公民館においては、安全で快適に学習できるよう耐震補強工事や改修工事を適宜進めてきました。また、平成23年度には市民の利便性を重視し、公民館の組織形態や管理運営の見直しを進めました。今後は、地域の実情に応じた学習施設及び整備の在り方を検討する必要があります。

人権が尊重される社会の創造には、市民一人一人が互いをかけがえのない存在として認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。本市では、「津市人権教育基本方針」のもと、人権尊重の地域づくりの実現をめざした取組が行われ、人権について考えるネットワークづくりが進んできています。

しかし、依然として、同和問題や子ども・女性・障がい者・高齢者・外国人などに係る人権問題が存在しています。また、児童虐待やいじめ、インターネット上での人権侵害等の人権問題が起こっています。このような現状から、市民に対して人権教育・人権啓発の継続が求められています。

図書館については、これまで各地域に配置した9館2室が個別のシステムで管理を行ってきましたが、平成22年12月から全館共通の図書情報システムの運用を開始し、全館の蔵書検索や貸出館以外での図書資料の返却などが可能となりました。

これからは、図書館情報システムの充実に向けて、より迅速で、効率性の高いサービスが行えるよう検討が必要です。また、今後は、各図書館がそれぞれ

の特色を出すことや、所蔵資料の電子化を含めた電子資料の提供方法についての調査・研究が求められています。

また、子どもの心や成長に大切な読書環境の構築についても、学校図書館やボランティアグループとの連携をさらに進め、読書活動の一層の推進が必要となっています。

【ことばの解説】

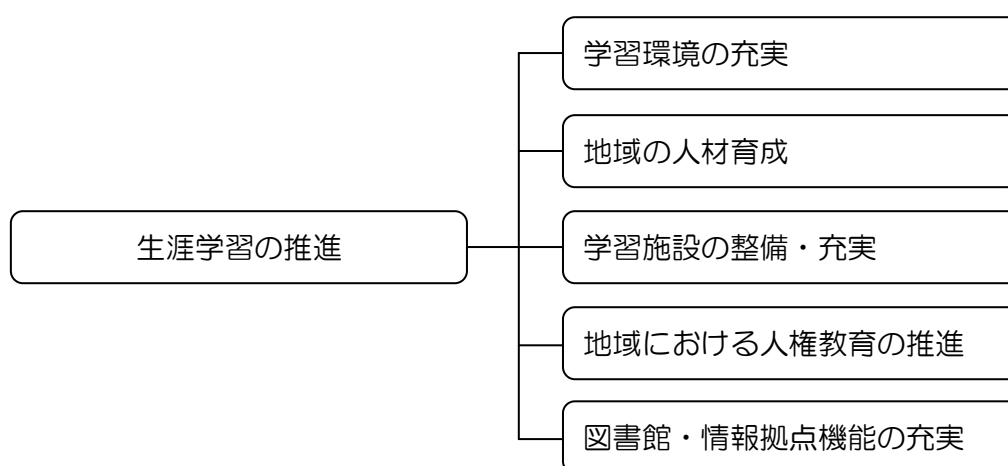
- ※1 生涯学習情報バンク：学校や地域でボランティア活動している人の情報や、学習活動に必要な講師、既に学習している団体の情報を登録すること。

(2) 今後の方向性

少子高齢化、国際化や情報化など社会が大きく変化し、市民の価値観が多様化する中で、社会生活のための技術の習得、健康維持、生きがいづくりなど生涯学習の推進は大切であり、より良い生涯学習社会の実現が求められています。

そのため、

- 社会的・地域的課題の解決に向け、人づくり・まちづくりに資する特色ある公民館事業に取り組み、広報紙だけでなく、インターネットをはじめとする様々なメディアを活用し、市民に多くの学習情報を提供します。
- 生涯学習に関する専門的な知識を持った指導者の発掘・育成に努めるとともに、活躍できる機会や情報を提供します。
- 社会教育施設利用者の利便性の向上に重点をおき、必要な整備・改修を計画的に実施し、老朽化した学習施設については、利用者の利便性の向上に重点をおき、改修等を実施します。
- 生涯学習活動の場として、地域の実情に応じた公民館機能の在り方や様々な公共施設等を効果的に活用できるよう運営方法を検討します。
- 人権意識を高め、具体的な態度や行動につながる人権出前講座等の研修会を開催するなど、人権に関する理解や人権感覚を育む学習機会を提供し、人権が尊重される地域づくりに向けた人権ネットワークの構築をめざします。
- 図書館では、利用者の調査、研究ニーズにも対応できるように、幅広い資料の収集、情報提供などのサービスを充実し、地域の図書館ボランティアグループとの連携強化や活動支援を推進します。



4 青少年の健全育成

(1) 成果・課題

青少年が心豊かにたくましく成長し、自立していくためには、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの立場を再認識し、連携を図り、協力し合いながら、青少年の健全育成に取り組んでいくことが必要です。

青少年センターでは、「津市青少年健全育成推進方針」に基づき、津市青少年育成市民会議、津市子ども会育成者連合会、地区育成組織など関係機関・団体と協力し、連携を取りながら一体となって青少年の健全育成を進めています。また、地域における非行防止活動の強化を推進するため、青少年センターを活動拠点として、街頭指導を実施しています。これまでの「愛の声かけ」活動^{※1}の充実により、本市において、不良行為少年^{※2}の数が平成21年と平成23年を比較すると770人ほど減っているのは、地道な「愛の声かけ」活動の成果であると考えられます。

しかし、全国的には、虐待など青少年が被害者となる痛ましい事件が発生する一方で、青少年が加害者となる重大事件も発生しており、青少年の非行防止や青少年の保護に向けたさらなる取組の充実が必要です。

さらに、青少年が悩みを抱えたときに気軽に相談でき、安心できる環境を整えることも必要であり、平成20年度から青少年相談をメールで対応するなど、より相談しやすい環境に向けた改善を進めています。今後も、青少年のコミュニケーションツールの変化に対応して相談業務の充実を図る必要があります。

次に、放課後児童対策では、放課後児童クラブの運営に対して、国が定める基準に基づき補助金を交付し、支援を行っています。

平成21年度には、5つの放課後児童クラブの大規模分割を行い、放課後児童クラブの拡充を進めた結果、この5年間で、放課後児童クラブが12クラブ増えました。

今後も、児童数が71人以上の大規模クラブの狭あい化解消、障がい児の入所希望への対応、さらには、児童数が10人に満たなくなってしまう小規模クラブへの対応なども含めて、子どもの放課後の居場所づくりを充実させるために、効率的な運営方法の検討が必要です。

【ことばの解説】

※1 「愛の声かけ」活動：登下校時の児童生徒や街頭指導中に会った青少年に、注意や指導ではなく、「こんにちは」「おかえり」「気をつけて帰りなさい」「早く帰ろうね」「がんばってるね」等のことばをかける活動のこと。「愛の声かけ」は、非行や誘惑から青少年を守り、犯罪の抑止力にもなると考えています。

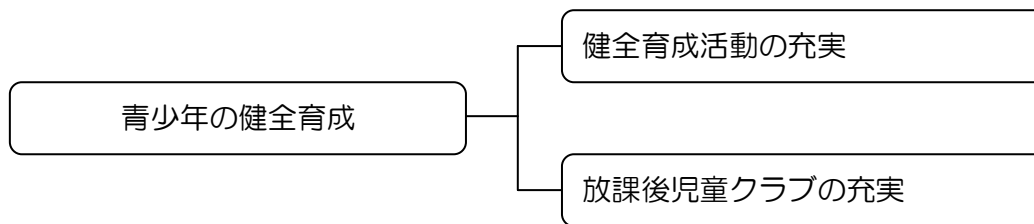
※2 不良行為少年：飲酒・喫煙・深夜徘徊等、自己又は他人の特性を害する行為をしている少年のこと。

（２）今後の方向性

青少年を取り巻く社会環境の変化に伴い、非行の低年齢化、粗暴化など青少年問題は複雑化しており、大人が青少年の健全育成を図り、学校・住民とともに安全・安心な環境づくりを進めることが大切です。

そのため、

- 「津市青少年健全育成推進方針」に基づき、市民会議や子ども会などの市民団体の活動を支援し、青少年の健全育成に向けた市民運動を促進します。
- 電話、面接、メール等による青少年や保護者が気軽に相談できる相談業務を充実します。
- 青少年の健全育成のために、家庭の教育力の向上に努めるとともに、街頭指導及びその後の適切な措置や継続指導等の取組を推進します。
- 子どもが安心して学ぶことができる居場所づくりを促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき放課後児童クラブの施設整備等を推進します。



5 歴史的資源の保存と活用

(1) 成果・課題

本市は、古くは安濃津と呼ばれる港町であり、市内には戦国時代に北畠氏の築いた国史跡多気北畠氏城館跡のほか、江戸時代に藤堂高虎が大改修した県指定史跡津城跡、高田本山専修寺を中心に環濠で囲まれた一身田寺内町などがあり、これらは伊勢街道など6つの街道によって結ばれています。さらに街道やその周辺には多くの歴史的資源が残されており、これら資源の保存を図り、積極的な活用に努めていく必要があります。

国史跡多気北畠氏城館跡では保存管理計画を作成し、史跡の管理上の課題であった未指定地の追加指定を受けることができました。また、発掘調査や城下絵図調査などを継続して実施しており、北畠氏の築いた城下の構造が次第に明らかになりつつあります。

また、県指定史跡津城跡も保存管理計画を作成し、石垣測量調査を実施した結果、石垣の多くの部分に破損がみられ、修理などの保全が必要ながことが明らかになりました。

次に、各地域に古くから伝わる伝統芸能などを、次世代に継承するため、伝統文化活動への支援を行っていますが、少子高齢化が進む中で、地域の学校教育の場などで伝統文化に触れる機会を充実するなど、地域住民との連携によって、伝統文化の継承者の育成をすることが必要です。

市内各地域の歴史を広く周知するため、市内8箇所の資料館等で各種歴史資料を収集し、来館者への公開を行っています。香良洲歴史資料館では、耐震補強工事と展示改修を行い、「戦争と平和」をテーマに、平和学習の場として平成24年4月にリニューアルオープンし、平和学習の拠点として多くの方が来館されています。

他の資料館についても、各地域の特徴のある資料を収集し、テーマ性をもった展示内容にし、魅力的な資料館にしていくことが必要です。

埋蔵文化財センターでは、開発に伴う発掘調査を実施し、埋蔵文化財を保護するとともに、これらを後世に伝えるため、市内の遺跡より出土した土器を活用した出張講座を開催し、身近な地域の歴史を知ってもらっています。

(2) 今後の方向性

市内各地に残る有形・無形の文化財は、地域固有の歴史文化として保存・継承されています。その歴史的資源を大切に守り、次世代へ継承し、活用していくことが求められています。

そのため、

- 多気北畠氏城館跡や津城跡などの地域の核となる史跡については、保存管理計画に基づき適切に保存・管理します。また、歴史的に貴重な建造物などについては、保存を図りつつ歴史的環境に相應し、整備を通じて活用を図ります。
- 各地域に残る民俗芸能や伝統行事を継承するためには、多くの市民に親しまれる機会が必要であり、その公開・活用について支援します。
- 市内各地域の歴史や文化を紹介する歴史資料館等について、市民の学習の場としての活用を図り、地域の特性を生かしたテーマ性をもった展示内容に努め、地域内外の人々から親しまれる施設の運営を図っていきます。
- 各種開発事業に伴う埋蔵文化財の調査を実施し、発掘された資料を使った講座などの活用に努めます。

歴史的資源の保存と活用

文化財保護の推進



第2部 施策の推進

第1章 幼児教育の推進

1 就学前教育の充実

(1) 質の高い就学前教育の実践

主な取組

① 教育の質の向上

津市就学前教育プログラム※¹の策定

○幼児の発達や実態に即した「津市就学前教育プログラム」を策定し、義務教育及びその後の教育の基礎となる心情・意欲・態度を育むための遊びを通した総合的な指導の充実を図ります。

豊かな心や創造性を育む指導の充実

○日々の遊びや活動を通して、幼児一人一人が自分や人を大切に思う心を育てる指導に努めます。
○ごっこ遊びや様々な表現活動を大切にし、幼児の可能性を引き出す芸術活動の指導を充実します。

コミュニケーション能力の育成

○友達と互いに協力し合ったり、自己主張し合ったりする経験を大切にしたい指導を行い、幼児期から社会性を育む教育を充実します。

体力向上に向けた活動・環境の工夫

○鬼ごっこやかけっこ、ボール遊びなど、幼児が楽しく体を動かすことのできる活動や環境を工夫し、運動習慣の基盤づくりに努めます。

② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続

小1プロブレム※²の解消

○保育所、幼稚園から小学校教育への円滑な移行・接続に向けて、新たなスタートカリキュラムを作成し、保育所、幼稚園、小学校それぞれの場で実践していきます。

保幼小中の相互参観や合同研修の実施

○保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれの実態や指導の在り方について相互理解を深めるため、園児・児童の交流活動、職員間の相互参観や合同研修などの機会を積極的に設けます。

③ 教職員の資質と専門性の向上

研 修 会 ・ 先 進 地 事 例 視 察

○県内外の研修会や先進地事例視察への積極的な参加により、教職員の資質向上を図るとともに、幼稚園を取り巻く課題や新たな教育に向けた研究に取り組み、本市の幼児教育に取り入れます。

公 開 保 育 ・ 事 例 検 討 会

○従来からの公開保育や事例検討会を改善し、互いに学び合う研修体制のもと、教師の指導力を高め、専門性を磨きます。

園内研修の活性化

○指導主事・外部講師等による訪問指導を積極的に行い、園内研修の活性化を図ります。
○園内研修担当者研修会を開催し、各園の研修体制の充実を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
津市就学前教育プログラムをもとに就学前教育の充実に向けて取り組んでいる幼稚園等施設の割合	—	100%

【ことばの解説】

- ※1 津市就学前教育プログラム：津市独自で作成する就学前教育のカリキュラムのこと。
- ※2 小1プロブレム：入学して間もない児童が、教室等で騒いだり立ち歩いたりし、授業ができない状況になること。

(2) 人権教育の推進

主な取組

① 豊かな感性を育む人権教育の推進

互いを大切にする
人間関係づくり

○外部講師を招いた研修会を実施し、子どもたちがお互いに「安心感」「信頼感」を持つことができるような仲間づくりに取り組みます。

絵本の
読み聞かせ

○自尊感情^{*1}や自己表現力等を培う絵本の読み聞かせを実施し、豊かな感性を育みます。

出会い学習
参加型学習

○自分や友だち、生命の大切さを実感するために、「出会い学習」^{*2}や「子どもを暴力から守るセミナー」^{*3}等を実施します。



豊かな感性を育む絵本の読み聞かせ

② 家庭・地域との連携

人権小集会
開催

○ワークショップ※⁴形式等による保護者研修会を実施し、保護者が子育てや人権について学び合い、互いのつながりが深まる機会をつくります。

人権人形劇
開催

○親子で自他の大切さについて話し合うことができるように、人権人形劇を開催し、信頼感ある人間関係づくりに取り組みます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
外部講師を招いた園内人権教育研修会の実施の割合	36%	100%
P T A活動としての人権小集会等の実施の割合	79%	100%

【ことばの解説】

- ※1 自尊感情：自分を大切に思う気持ちや、自分は価値ある存在であり、尊ばれるべき存在であると思う感情のこと。
- ※2 出会い学習：一人一人が尊ばれ、人権が尊重される社会の実現に向けて活動している人との出会いを通して、その人の思いや願い・生き方等に学び、人権についての理解や認識を深めるとともに、自尊感情や人権感覚等を培う学習のこと。
- ※3 子どもを暴力から守るセミナー：子ども、教職員、保護者が子どもたちの権利を奪う暴力にどう対処したらいいのかなど、子どもの人権について学ぶ研修会のこと。
- ※4 ワークショップ：参加者の活動を取り入れた学習の中での「気づき」「思考」「判断」等を通して互いに学び合う参加体験型研修のこと。

(3) 家庭・地域との連携

主な取組

① 家庭・地域との連携による教育内容の充実

地域の教育力の
活用

○ゲストティーチャーを招き、幼児の多様な経験による学びを支援します。

異世代の人々との
交流

○地域の中高生、高齢者など、幅広い世代の人々との交流活動を通して、豊かな人間性を育みます。

親子読書活動の
推進

○絵本の読み聞かせの大切さを伝えながら、家庭への絵本貸出等を定期的の実施し、親子読書の習慣づくりを支援します。

身近な自然や
地域の行事の活用

○草花摘みやザリガニ捕りなど身近な自然に触れる活動や、祭りなど地域の行事に参加する活動を取り入れ、幼児の豊かな直接体験を大切にしていきます。

家庭・地域への
情報発信の工夫

○ホームページや園だよりの内容を充実し、家庭や地域に向けた効果的な情報発信に努めます。

学校関係者評価に
よる園運営の改善

○各園における自己評価結果をもとにした改善策について、近隣の小中学校関係者も含めた保護者や地域の方と意見交流する学校関係者評価を行うことにより、園運営の改善に努めます。

② 生活習慣や道徳性の芽生えを培う教育の推進

基本的な生活習慣の確立

○早寝・早起き、排せつ、食生活などの基本的な生活習慣の確立に向けて、「生活やくそく表」を作成・利用するなど、家庭と連携したきめ細かな指導に努めます。

道徳性の芽生えを培う教育の推進

○園、家庭、地域が一体となった交流活動や絵本の読み聞かせ等の取組の中で、挨拶や思いやり、善悪の判断、集団生活のルールといった幼児期にふさわしい規範意識^{※1}や道徳性の芽生えを培います。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
親子読書活動の推進をめざして、家庭への絵本貸出を実施している幼稚園等の施設の割合	90%	100%
幼稚園と家庭が連携し、幼児の基本的な生活習慣が身に付いたと感じる保護者の割合	85%	100%



園庭での飼育栽培

【ことばの解説】

※1 規範意識：社会的に承認されている行動を理解し、自ら判断して社会のルールを守ろうとする心の働きのこと。

(4) 特別支援教育の推進

主な取組

① 障がいの特性に応じた教育支援の充実

園内支援体制の整備

○特別支援教育コーディネーター^{※1}を中心とした園内の委員会で、具体的な指導・支援の方法について検討しながら、個に応じた指導・支援を行います。

個別指導計画の作成

○「個別の指導計画^{※2}」「個別の支援計画^{※3}」を作成し、障がいの特性に応じた支援と指導に努めるとともに、支援内容を小学校へ引き継ぎ、系統的に支援します。

指導形態の工夫

○子どもの発達段階を踏まえた系統的な教育を進めます。
○幼児や各園の実態に応じた特別支援教育支援員の配置により、個に応じた指導を行います。

② 関係機関との連携

途切れない支援と連携

○中学校区特別支援教育研修会を実施し、保幼小中の連携による「途切れない支援」を実施します。
○こども総合支援室をはじめとする福祉、医療等の関係機関との連携を進めます。

教育相談の充実

○幼稚園を保護者の思いを大切にした教育相談の窓口の一つとして位置づけ、家庭と連携した支援の充実を図ります。

【ことばの解説】

- ※1 特別支援教育コーディネーター：園と福祉・医療等の関係機関との連携や保護者との窓口として、情報収集・提供・相談等を行う園内に位置づけた担当のこと。
- ※2 個別の指導計画：個別の教育支援計画をより具体的にした個別の指導目標や指導内容、指導方法を盛り込んだ指導の計画のこと。
- ※3 個別の支援計画：乳幼児期から学校卒業後までの長期にわたって、子どもの障がいの程度、支援方法を把握し、的確な教育支援を行うことを目的に作成する個人票のこと。

(5) 健康・安全指導の充実

主な取組

① 健康や安全な生活に向けての指導の充実

健康教育と食育の 推 進

- 家庭との連携により、望ましい習慣づくりに向けた指導を行い、健康教育や食育の推進を図ります。
- 実情に応じた保健だよりの発行など、養護教諭による専門的な指導の充実に努めます。

防 災 教 育 の 計 画 と 実 行

- 地域の実情に応じた防災計画の作成及び計画実行のための支援を行います。
- 東海・東南海・南海地震や津波を想定した避難訓練を地域と連携して実施します。

安全教育の充実

- 警察、自動車学校等の関係機関と連携して交通安全教室や防犯教室を実施し、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けられるようにします。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
地域と連携した避難訓練の実施の割合	21%	100%



万一に備えて総ぐるみでの避難訓練

2 教育環境の整備

(1) 新しい時代を創造する就学前教育の在り方

主な取組

① 新たな就学前教育の在り方をめざして

本市独自の
仕組みづくり

○保護者ニーズを把握しながら、関係機関と連携し、質の高い教育・保育の総合的な提供をめざした本市独自のこども園等の仕組みづくりを進めます。

望ましい
環境づくり

○望ましい就学前教育の環境づくりをめざして、「適正規模に係る実践研究」の検証結果等を踏まえた幼稚園の在り方について検討を進めます。

② 幼保一体化施設における幼保合同保育の充実

幼保合同保育の
充 実

○隣接を含む幼保一体化施設において取り組んでいる幼保合同保育カリキュラムをもとに、さらなる幼保合同保育の充実に向けて取組を進めます。

幼保相互派遣
研修の実施

○幼稚園と保育所の職員が、業務を通じて互いに理解を深めながら、円滑な幼保合同保育をめざします。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
幼保相互派遣研修実施の割合	32%	100%
望ましい就学前教育の在り方をめざした津市独自の就学前教育の施設数	2施設	5施設

3 家庭教育支援の充実

(1) 幼稚園における子育て支援の充実

主な取組

① 家庭教育の支援

家庭教育支援講座 の 充 実

○園児や未就園児の保護者に向けて、子育ての大切さや楽しさを伝えていくために、各園に家庭教育支援コーディネーター※¹や子育てOB※²を講師とした「家庭教育支援講座」の開催・充実を図ります。

未就園児の会※³・ 園 庭 開 放

○幼稚園が未就園の親子に向けて、遊ぶ場や交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報発信を充実させ、地域の幼児教育センターとしての役割を果たしていきます。

家庭教育の手引き の 作 成

○文部科学省が発行する家庭教育手帳をもとに、子育て世代を応援するための子育てのヒントや家庭教育の重要性についてまとめた手引きを作成し、子育て家庭に配付します。

幼稚園就園奨励 の 補 助

○幼稚園に就園している幼児の保護者に対し、引き続き幼稚園就園奨励費補助金等により、経済的負担の軽減を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
幼稚園の未就園児の会へ参加者した乳幼児延べ人数	6,538人 (平成23年度)	8,000人

【ことばの解説】

- ※1 家庭教育支援コーディネーター：市民を対象とした津市主催の「家庭教育支援コーディネーター養成講座」において研修を行った修了生で、修了後、地域の子育て支援に携わっている人のこと。
- ※2 子育てOB：乳幼児期の子どもの子育てを終えた保護者のこと。
- ※3 未就園児の会：各幼稚園等で実施している未就園児の子どもと保護者が一緒に遊ぶ会のこと。

第2章 学校教育の推進

1 信頼される学校づくりの推進

(1) 小中一貫した継続的な教育の推進

主な取組

① 中学校区で一貫した教育の推進

9年間の
「学び」の充実

○義務教育での子どもたちの「育ち」や「学び」を一体的に捉え、一貫した指導方針のもと、9年間を見通した教育活動を推進します。

中学校区のめざす
子ども像の共有化

○中学校区のめざす子ども像を明確にし、小中の教職員が共通認識を図りながら、中学校区の特色を生かした教育活動を推進します。

小中一貫教育推進
のための組織確立

○本市の小中一貫教育実践校の取組を更に充実させるとともに、各中学校区において連携組織を確立し、教育課程や教育内容の検討・実践を行います。

地域に根ざした
小中一貫教育

○豊かな自然環境や多様な文化施設、豊富な人材を十分に活用し、子どもたちの学ぶ力を育む教育活動を推進します。

幼稚園や保育所と連携
した小中一貫教育

○中学校区のめざす子ども像の実現に向けて、幼稚園や保育所と連携を図りながら、連続性のある教育活動を推進します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
各中学校区における連携組織の確立	2/20 中学校区	20/20 中学校区

(2) 地域とともにある学校づくりの推進

主な取組

① 地域の特徴を生かした学校づくりの推進

地域の教育力を生
かした学校づくり

○地域の特徴ある学校づくりをめざして、地域コーディネーター※¹との連携を図りながら、地域の専門家や学校支援ボランティアを活用した学校づくりを推進します。

地域を大切にする
心の育成

○地域の一員としての自覚を持ち、地域を大切にする心を育てるため、地域の人とのふれあいや地域の行事に参加するように促進します。

地域における
活動等の展開

○地域に開かれた学校づくりを進めるため、地域を舞台とした体験学習やボランティア活動を積極的に展開します。

めざす子ども像の
共有

○学校説明会の開催、ホームページや学校だより等を通して日々の教育活動を積極的に情報発信し、学校の経営方針やめざす子ども像を保護者や地域と共有します。



地域連携をより高める地域のふれあいまつり

② 地域と連携した仕組みによる学校づくりの推進

学校を拠点とした 連 携

○学校を拠点に公民館や各種団体との連携を図り、地域、家庭、学校とのつながりを深め、「地域の子どもは地域で育てる」という機運を高めます。

地 域 連 携 の 学校づくりの拡充

○地域と連携した取組を基盤に、「学校支援地域本部^{※2}事業」や「コミュニティ・スクール^{※3}」等の成果をもとに、地域連携の仕組みづくりを広げます。

学 び の 拠 点 としての学校

○地域との連携協力を深め、学校と地域がともに支え合い、発展し合う、地域に根ざした信頼される拠点としての学校づくりを行います。

地 域 へ の 学 校 開 放

○地域の学びの場として体育館、運動場等の学校施設を積極的に開放します。

中学校区学校関係 者 評 価 の 実 施

○中学校区における現状と課題を地域で共有し、より地域と連携した学校運営を行うため、中学校区の幼小中合同の学校関係者評価委員会を実施していきます。



地域の取組や課題などの情報共有を行う地域コーディネーター交流会

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
地域連携の組織的な仕組みづくりの構築した学校の割合	55%	100%
学校関係者評価委員会（中学校区）の設置	0/20 中学校区	8/20 中学校区

【ことばの解説】

- ※1 地域コーディネーター：地域住民と学校との連携を図るため、ボランティアと学校の間で両者を結びつけるとともに、両者の思いやねらいを受けとめ、「協働」という対等な関係で、いっしょに活動をつくり上げていくための調整をする人のこと。
- ※2 学校支援地域本部：学校を支援するボランティア活動を組織的なものとするもので、より効果的に学校の支援を図ろうとするもの。具体的な支援の内容は、学校側の要望に応じて、地域住民が学校管理下における教育活動を支援するもの。
- ※3 コミュニティ・スクール：学校運営に地域住民や保護者が一定の責任と権限を持って参画できるという新しいタイプの学校のこと。南が丘小学校と朝陽中学校が指定されている。

2 教育内容の充実

(1) 確かな学力向上をめざす教育の推進

主な取組

① 学ぶ力を育む教育の推進

学ぶ意欲を高める
授業づくり

- 主体的に学習活動に取り組めるよう、子どもたちの学習意欲を引き出す指導を充実します。
- 子どもたちがかかわり合う活動を積極的に取り入れ、学び合う楽しさのある授業づくりを行います。

個に応じた指導と
指導形態の工夫

- 市単独非常勤講師等を活用し、T T^{※1}、少人数指導、教科担任制等の多様な指導形態の工夫により、個に応じたきめ細かな指導を行います。

高等教育機関
等との連携

- 三重大学、三重短期大学等と連携し、外部講師による出前授業や学生の支援により、教育活動を充実します。

地域人材を活用した
学力向上

- ナイトスクール^{※2}、土曜スクール^{※3}の取組や、学習支援ボランティア等の地域人材を活用し、一人一人の子どもに応じた学力の向上を図ります。

② 学習指導要領の主旨を踏まえた授業の推進

基礎的・基本的な
知識・技能の習得

- 子どもの発達段階に応じた重点的な指導、繰り返し学習等を重視した指導を工夫します。
- 朝の時間等を利用して、読書活動やプリント学習に取り組み、自分に自信が持てるようにします。

思考力・判断力・
表現力等の育成

- 課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、各教科において、言語の能力の育成に努め、知識・技能を活用する学習活動を充実します。

全国学力・学習状況調査などの活用

○子どもの学力・学習状況の実態把握のために調査結果を活用し、各校での分析をもとにした研修等の充実により、授業改善につなげます。

③ 社会の変化に対応した教育の推進

キャリア教育の推進

○各校のキャリア教育全体計画をもとに、自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい職業観を育成します。

環境教育の推進

○関係機関と連携し、身近な自然体験や日常的なりサイクルなどの取組を通して、環境保全の意識を高め、主体的に行動できる態度を育成します。

情報教育の推進

○学習の道具として情報機器を活用し、教育効果を高めます。
○すべての子どもに、情報活用能力や情報モラルを身に付けさせます。

理数教育の推進

○実生活に結び付いた活動や実験・観察を通して、科学的な見方や考え方を育成します。
○算数・数学の基礎・基本の習得を図り、筋道を立てて考えたり表現したりする力を育成します。

外国語活動の推進

○これまでの取組の成果を生かし、積極的にコミュニケーションを図る小学校外国語活動を充実させるとともに、早期から外国語にふれたり外国の文化に対する理解を深めたりする教育を進めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
授業内容がよく分かる（小6 国語・算数の平均）	81%	90%
授業内容がよく分かる（中3 国語・数学の平均）	68%	90%

※ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査結果より、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を合計したもの。



学力向上のため、自らの意思
で参加するナイトスクール



情報機器の活用で教育効果を高める授業

【ことばの解説】

- ※1 TT（チームティーチング）：学級担任の教員が授業を進める際、その教員とチームを組む他の教員が入り、子どもの習熟度などに合わせて担当教員を助力しつつ行う授業の形態のこと。
- ※2 ナイトスクール：参加生徒の基礎学力の定着及び論理的思考を高めるために、学習内容を「わかる」ことを実感でき、「わかる」ために「考えようと努力する」態度を養うことを目的に、週に2回2時間、地域のコミュニティ施設を利用した学習指導を行うこと。そこにメイン講師として教員免許保有者が、サブ講師として地域の方や大学生が参加している。一身田中学校で取組が行われている。
- ※3 土曜スクール：子どもたちの土曜日の過ごし方を支援することを目的に、土曜日の午前中に教室を開放し、数学と英語の自主学習を行うこと。そこに大学生が指導者としてボランティアで参加している。橋北中学校で取組が行われている。

(2) 人権教育の推進

主な取組

① 豊かな人権感覚を育む人権教育の推進

互いを大切にする
人間関係づくり

○校内研修会等で指導・助言・資料提供を行い、互いを大切にする人間関係づくりに取り組みます。
また、人権教育にかかる実践公開を進めます。

出 会 い 学 習
参 加 型 学 習

○子どもの自尊感情を育み、一人一人の自己実現をめざす人権学習として、出会い学習や参加体験型学習を積極的に活用できるよう支援します。

子 ど も 人 権
フ ォ ー ラ ム 開 催

○保幼小中の連携を大切にした中学校区での人権教育の推進と子ども人権フォーラム^{※1}の実施を支援します。

教材開発・整備

○自尊感情や人権感覚を高めるための教材や地域の歴史等の教材化をはじめ、人権問題を身近な問題として捉えられるよう教材の開発・整備の取組を支援します。

② 家庭・地域、各種団体との連携

人 権 小 集 会
開 催

○学級活動やPTA活動において、ワークショップ形式による人権小集会を実施し、保護者が人権について学び合い、互いのつながりが深まる機会をつくります。

人 権
ネ ッ ト ワ ー ク

○人権学習の公開、地域の公共施設との積極的な交流等を支援し、地域ぐるみでの取組を進めるための人権ネットワーク（中学校区人権教育推進協議会等）づくりを進めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
授業公開を伴う中学校区人権教育実践交流会の実施	14/20 中学校区	20/20 中学校区
中学校区人権教育推進協議会等の実施	15/20 中学校区	20/20 中学校区

【ことばの解説】

※1 子ども人権フォーラム：人権にかかわるテーマのもと、子どもたちが意見交流する場として位置づけられ、異年齢の子どもたちが人権についての学習を基礎とした考え方や体験からの気づきなどを発表し、人権尊重の思いを共有化する機会のこと。

(3) 子ども一人一人のニーズに応じた教育支援の充実

主な取組

① 特別支援教育の推進

共に学び共に育つ
教 育

- すべての教師が特別支援教育の視点で「どの子どもにもわかりやすい授業」づくりに取り組みます。
- 交流学习において、子どもの実態に応じた目標や内容で行い、計画的・継続的に実施します。

途切れのない支援

- こども総合支援室をはじめとする福祉、医療等の関係機関と連携し、社会的自立をめざします。
- 生活支援ファイル等のツールを活用し、幼児期から青年期までの引き継ぎを充実します。

個別の指導計画
等の作成

- 特別な支援を要する児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた適切な指導と支援を実施します。

校内委員会の
充 実

- 校内委員会で、コーディネーター※¹が中心となって特別な支援を要する児童生徒の事例検討会を行い、適切な指導・支援を実施します。

中学校区における
支援体制の充実

- 中学校区単位で、特別支援教育を推進するための研修を充実します。
- 中学校区特別支援教育推進教員※²を中心とした支援体制を整備し、一貫した教育的支援を実施します。

特別支援教育支援
員※³の適正配置

- 特別支援教育は、学校全体で取り組むという観点のもと、特別支援教育支援員を学校全体で効果的に運用し、ノーマライゼーション※⁴の一層の進展に取り組みます。

通級指導教室※⁵
の 充 実

- 通級指導教室担当者の専門性を高めるための実践事例をもとにした研修を充実します。
- 各校及び通級指導教室設置校における教育相談を充実し、活用促進と教育効果の充実を図ります。

教育相談の充実

- 各校で、子ども本人や保護者が気軽に相談できるような環境づくりに取り組みます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関等と連携した相談支援体制の充実を図ります。

② 外国人児童生徒教育の充実

園・校内体制の
充 実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校において日本語能力判定会議を実施します。
- 全教職員で日本語指導に取り組む体制づくりを進めます。

巡回担当員等の
派 遣

- 初期日本語指導において母語支援を必要とする児童生徒の在籍する学校に、巡回担当員や母語支援協力員を派遣します。

初期日本語指導の
充 実

- 学校生活をスムーズに送り、日本語での授業に早期に参加できるよう、各学校で効果的な初期適応日本語指導を実施します。

学力向上の取組

- J S L※⁶カリキュラムをもとにした教科学習型日本語指導に取り組み、学力向上を図ります。

進路指導の充実

- 外国人児童生徒が進路に希望を持って学習に励むことができるよう、高校進学ガイダンスを実施するとともに各学校での進路指導を充実します。

就学ガイダンス

- 不就学の子どもを減らすため、外国人児童生徒や保護者等を対象に、就学ガイダンスを開催し、日本の教育システムについて理解を図ります。

③ 安心して学べる学校づくりの推進

学 校 で の
相談体制の充実

- スクールカウンセラーやスマイルハートサポーター等により、心の問題を抱える子どもたちへの支援を行い、いじめや問題行動等の未然防止や早期対応を図ります。

教育支援センター
機能の充実

- 学校、保護者、児童相談所等の関係機関と連携を密にしながら、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を行います。
- ほほえみ教室、ふれあい教室の機能を充実させ、学校復帰、社会的自立に向けた支援を行います。

関係機関との
連携強化

- 児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化し、非行の未然防止や緊急対応を要する問題行動等に対し、速やかな対応を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
日本語指導が必要な外国人生徒の義務教育修了時における進学希望者の進学率	83%	100%
日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校における校内日本語能力判定会議の実施率	12%	100%
教育支援センター（ほほえみ教室・ふれあい教室）の通室生の学校復帰の割合	55%	70%

【ことばの解説】

- ※1 コーディネーター：それぞれの学校において教員の中から指名される特別支援教育の推進担当者のこと。校務分掌の中に位置づけられており、学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行っている。
- ※2 中学校区特別支援教育推進教員：各校・各中学校区で特別支援教育において核となる教職員のこと。
- ※3 特別支援教育支援員：幼稚園・小中学校に在籍する特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、生活面で支援を中心に行う職員のこと。
- ※4 ノーマライゼーション：障がいのある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現をめざすという理念のこと。
- ※5 通級指導教室：小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等のある児童生徒に対して、障がいの改善を図るための特別の指導を行うため、拠点となる学校に配置された教室のこと。
- ※6 JSL：JSLは、Japanese as a Second Language の略で、第二言語としての日本語のこと。

（４）豊かな心を育む教育の充実

主な取組

① 豊かな感性や道徳性を育む教育の推進

道徳教育の推進

○子どもの発達段階に応じた体験的・実践的な道徳教育を行い、規範意識と豊かな人間性を育みます。

集団の一員としての人間関係づくり

○学校行事や学級活動など、様々な機会において、思いやりの心や個性を認め合う力を培い、いじめを生まない集団づくりを行います。

伝統と文化に触れる機会の充実

○公民館・資料館及び関係団体等と連携し、地域の伝統行事や文化について体験的に学ぶ活動に積極的に取り組みます。

② 読書活動の推進

学校図書館の充実

○各中学校区に配置した学校図書館司書と各校の図書館教育担当者が連携し、学校図書館の環境整備と子どもたちの読書活動の充実を図ります。

読書機会の拡充

○豊かな読書習慣の基礎を培うため、読み聞かせ等を積極的に進めます。
○津市子ども読書の日の取組や「朝読」など、楽しみながら読書習慣をつける機会を拡充します。

地域とつくる学校図書館

○図書館ボランティアをはじめ、保護者、地域の人々とともにつくる学校図書館運営を進めます。
○子どもとともに、保護者の読書機会の充実を図るため、学校図書館を地域に開放します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
道徳の時間において「地域人材」を活用した学校の割合	75% (平成23年度)	100%
保護者等による図書館ボランティアを組織化している学校の割合	78% (平成23年度)	100%

(5) 健やかな身体を育む教育の充実

主な取組

① 子どもたちの体力・運動能力の向上

運動への意欲を 高める工夫

- 子どもが体を動かす楽しさを味わい、運動に対して意欲的になれる授業づくりに取り組みます。
- 休み時間の活動を利用するなどして、学校生活の中で運動する機会を増やします。

部活動の充実

- 外部指導者・教職員の指導力向上に向けた研修会や実技講習会を実施することで、部活動の充実と運動能力の向上をめざします。

② 健康教育の推進

系統的・継続的な 健康教育

- 子どもたちが自らの健康について主体的に考え、実践できるよう、健康教育年間指導計画に基づき、系統的・継続的な健康教育を推進します。

学校保健委員会*1 の活性化

- 学校保健委員会を中心に、学校、家庭、学校医等専門家、地域が連携して、多様化する子どもの健康課題に対する指導体制の充実を図ります。

歯と口の健康を 守る取組の充実

- 学校歯科医と連携し、歯と口の健康についての正しい認識と理解を深め、子どもたちのむし歯の予防を推進します。

適切な アレルギー対応

- アレルギー疾患についての正しい認識と理解を深め、学校、家庭、学校医等専門家が連携し、適切な対応を進めます。

健康課題に関する 研修会の開催

- 教職員、保護者、市民を対象とした子どもの健康課題に関する研修会を開催し、理解と連携を深めます。

③ 食育の推進

食育の充実

○子どもたちが食に関する正しい知識を身に付け、日常生活で活用することができるよう、学校教育活動全体を通じて食育の充実を図ります。

学校給食の活用

○子どもたちが食への関心と理解を深め、食文化の継承や望ましい食生活の実践につなげるため、学校給食を食育の「生きた教材」として活用します。

津産津消

○子どもたちが考えた地場産物を使用した献立を給食に取り入れるなど、より身近に食を通じた郷土の理解や食文化の継承を図ります。

家庭・地域との連携

○学校・家庭・地域が連携して食育に取り組み、食に関する情報や課題を共有することで、家庭における望ましい食習慣の定着を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
学校保健委員会を年間複数回開催する学校の割合	32.5%	75%
12歳の永久歯の一人当たりのむし歯等数（喪失歯及び処置歯数を含む）	1.67本	1.0本未満
朝食を毎日食べる児童（小6）の割合	88.7%	100%
朝食を毎日食べる生徒（中3）の割合	84.9%	100%

【ことばの解説】

- ※1 学校保健委員会：学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織のこと。校長、教頭、保健主事・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、運営されている。

(6) 防災教育の推進

主な取組

① 防災学習の充実

災害対応能力 の育成

○すべての児童生徒が発達段階に応じて、災害に関する知識を身に付け、自分の命は自分で守る力を付ける防災学習を実施します。

災害時に地域に 役立つ力の育成

○災害時に他の人々や地域の安全のために自らができることを考え行動できる力を育成します。
○災害時を意識したボランティアについての学習を実施します。

体験型防災 学習の実施

○防災マップ作りや地震体験車の活用など、体験を伴う防災学習を実施します。

地域との連携強化

○東海・東南海・南海地震や津波等を想定した避難訓練を地域と連携して実施します。
○地域の防災ボランティアや防災関係機関の協力を得た防災学習を実施します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
地域と連携した防災の取組の実施率	—	100%



防災学習の一環として石巻市での除草作業

(7) 指導力の向上

主な取組

① 教職員研修講座の充実

指導力の向上

- 教職員の専門性や授業力の向上を目指し、指導方法・授業内容の充実や職務内容に対応した研修講座を実施します。

今日的な教育課題に応じた研修

- 特別支援教育、人権教育、防災教育、外国人児童生徒教育、情報教育、危機管理など、今日的な教育課題に応じた研修会を実施します。

② 校内研修の充実

研修体制の充実

- 校長・教頭・校内研修担当者が中心となり研修体制の充実を図ります。
- 全教職員が指導方法の研究や教材研究を行い、授業を公開します。

研修内容の充実

- 子どもの実態をより望ましい方向に変えるため、研究仮説をたて、教育実践の中で実証を行います。
- 全教職員が研究の成果を共有し、日々の教育活動に生かします。

③ 高等学校・高等教育機関等との連携

大学等との連携

- 大学教授などの外部講師を招き、新たな指導内容や指導方法を導入するなどして、わかる授業づくり・楽しい授業づくりを行います。

リーダーの養成

- 三重大と連携して、理科教育と特別支援教育のリーダーを育成するためのシステムづくりを行います。
- 理科教育と特別支援教育のリーダーを養成し、学習活動の充実と指導力の向上を図ります。

中学校と高等学校
との連携

○中高一貫教育を行う中学校と高等学校の教職員が共通の課題について研修する機会や、公開授業や学習発表を通して授業内容などの意見交換を行い、積極的な連携を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
教職員一人当たりの研修講座への参加回数	1.04回	3回



資質向上をめざす「話す」「聞く」ワークショップ形式での教職員研修

3 教育環境の整備・充実

(1) 安全・安心な学校生活の提供

主な取組

① 学校の危機管理体制の充実

危機管理マニュアルの充実

○危機管理マニュアル、学校安全計画、津波避難計画などの見直しを毎年行い、より実効のあるものにします。

教職員の危機意識の向上

○ヒヤリハット事例、事件・事故、災害などの情報を共有するとともに、危機管理に関する研修の開催や指導助言、資料提供を行います。

危機管理能力のある教員の育成

○校長のリーダーシップのもと、危機の未然防止、必要な備え、危機発生時の対応ができる学校の中核となる教職員を育成します。

訓練・学習の充実

○各学校が学校安全計画に基づき、安全点検、安全に関する指導、研修を実施することで、訓練・学習の充実を図ります。

② 登下校の安全確保

安全教育の充実

○警察、自動車学校等の関係機関と連携して、防犯教室や交通安全教室を実施し、子どもたち自らが危険を予測し、回避する能力を育成します。

子どもの見守り体制の整備

○学校・通学路安全サポーターの登録団体の拡大を図るとともに、学校安全ボランティアや学校・通学路安全サポーターなどとの連携を深め、地域ぐるみでの子どもの見守り体制を強化します。

不審者情報の発信

○「あんしんねっと津」により、不審者出没など子どもの安全に関する情報発信を行うことで、登下校の安全確保の体制を強化するとともに、利用者の拡大を図ります。

③ 地域との連携強化

関係機関、団体と
の 連 携 強 化

○幼児児童生徒の安全確保、安全教育、登下校の安全確保、災害時の対応など地域の関係機関や団体、ボランティアなどと連携した取組を充実します。

④ 安全・安心な学校給食の提供

手 作 り 給 食

○子どもたちに自然の恵みや働く人々への感謝の心を育むため、手作り給食にこだわり、旬の食材や地場産物などを生かした献立を取り入れます。

食物アレルギーの
対 応

○食物アレルギー疾患を有する児童生徒に対し、学校や保護者、医療機関などの関係者で情報を十分共有し、適切な除去食や代替食の対応を進めます。

衛 生 管 理 の 徹 底

○学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理の徹底を図り、子どもたちに衛生的で安全・安心な給食を提供します。

効率的・効果的な
施 設 整 備

○子どもたちの安全・安心を確保するため、老朽化する給食施設について、効率的、効果的な整備を進めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
危機管理に関する研修会への受講者数	56人	400人

(2) 学校施設の整備

主な取組

① 学校施設の改修

大規模改修

○経年により、通常発生する学校建物の損傷、機能低下に対する復旧措置及び改装等の大規模改造を行うことにより、教育環境の改善を図り、建物の耐久性の確保を図ります。

トイレ改修

○洋式トイレが一般家庭に普及し、和式トイレに不慣れな児童生徒が増えていることから、トイレの洋式化による環境整備を進めます。

エアコン設置

○パソコン教室・図書室へエアコンを設置することで、猛暑への環境改善を図ります。

教室数の確保

○児童生徒の増加する学校については、増築や改修等により、教室数の確保に努めます。
○プレハブ校舎の解消など、安全で快適な学校環境を整備します。

数値目標

パソコン教室、図書室へのエアコンの設置状況

内 容		現 状	平成29年度
小学校のエアコン設置率	パソコン教室	92.4%	100%
	図書室	60.4%	100%
中学校のエアコン設置率	図書室	60.0%	100%

※ 中学校のパソコン教室については、全学校設置済みです。

(3) 学校の適正配置

主な取組

① よりよい教育環境をめざした小中学校の配置

小学校の適正配置

- 適正規模^{※1}の見直しを含めた、小学校の配置の在り方について検討します。
- 小中一貫教育や小学校間の連携等教育内容の充実を図りながら、地域の特色を生かした再編を推進します。

小規模中学校の活性化

- 小中一貫教育など特色ある教育の推進に努めます。
- 小規模特認校^{※2}の導入などの検討を始めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
小学校の再編を実施した地域数	2地域	4地域
小規模中学校の新たな活性化策実施の学校数	—	2校

【ことばの解説】

- ※1 適正規模（小学校）：望ましい学校規模のこと。国と県の基準は、12学級以上18学級以下であるが、津市においては、平成19年に設置した津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会から、6学級以上18学級以下が望ましいとの答申を受け、これを基準としている。
- ※2 小規模特認校：特色ある教育を実施している小規模校で教育を受けさせようとする保護者の希望に応じて、正規の校区を広げて入学や転学を認める制度のこと。

第3章 生涯学習の推進

1 学習環境の充実

(1) 学習機会の拡充

主な取組

① 各世代の学習支援

公民館講座事業

○地域の社会的・地域的課題を解決するために人づくり、まちづくりに役立つ講座として地域力創造セミナーを開催します。

地域に根ざした 生涯学習

○各地域の公民館・図書館・資料館において地域や学校と連携・交流し、学習を進めます。

世代間交流

○公民館や学校で体験活動、昔遊びなど高齢者と子どもが参加する講座を開催したり、青少年団体による事業を実施します。

② 多様な学習機会の充実

学校との連携

○老人会、民生委員のほか専門的な知識や技術を有する地域住民が学校行事へ参加して、地域活動の場として活用します。

専門講座の開催

○講座生のニーズを把握し、高等教育機関と連携・協力して、津のことを掘り下げて学習できる講座や「古典の日」にちなんだ講座を開催します。

三重県との連携

○県総合文化センター、県立美術館、県立博物館等の生涯学習・文化施設を活用して、講座を開催します。

③ 読書活動の推進

子ども読書活動の
推 進

○「津市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館、保健センター、幼稚園、学校、地域と連携・協力し、読書への興味・関心を高めます。

手づくり絵本事業

○事業のPRを拡充し、手づくり絵本教室の参加者、手づくり絵本コンクールの出品数を増やし、子ども読書活動を推進します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
地域力創造セミナー講座数	—	200講座
手づくり絵本コンクール出品数	178点	230点



学校と連携して取り組んだ公民館講座

(2) 学習情報の収集・提供

主な取組

① 生涯学習情報の提供

生涯学習情報誌の 発行

- 「生涯学習スポーツガイドブック」を活用して、市民が必要とする情報をより分かりやすく、効果的に整理して提供します。

メディアの活用

- 講座募集の情報だけでなく、公民館文化祭などの学習成果等の発表についても、メディアを活用し情報提供します。

② 生涯学習スポーツ支援制度の充実

生涯学習情報 バンク制度の活用

- 幼稚園、学校、公民館等で生涯学習情報バンク制度を有効に活用できるシステムづくりを進め、登録の増加に努めます。

リーダー研修の 実施

- 生涯学習情報バンク登録者（指導者）の研修を定期的に開催します。
- 生涯学習に携わる職員の研修を実施します。

③ 学習成果を生かす場の提供

公民館文化祭事業

- それぞれの地域や公民館の特色を生かした学習成果の発表の場として自主的に開催します。
- いろいろな世代が参加できる文化祭を開催し、参加団体の交流を進めます。

地域間交流

- 講座生や講師のネットワークを利用して、同じ学習内容における講座生同士の交流を支援します。
- 中央公民館を活用した各地域の作品展示を行います。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
生涯学習情報バンク登録団体数	272団体 (平成23年度)	300団体

2 地域の人材育成

(1) 学習活動の支援

主な取組

① 生涯学習活動の支援

社会教育関係団体の活動の支援

○社会教育関係団体の自主的な公益的活動に対して、自主的運営に向けて指導を行います。

家庭教育の支援

○家庭教育支援コーディネーター養成講座※¹の講座受講生及び修了生の増加をめざします。
○講座修了生への研修会や情報提供などの支援体制、環境づくりを図ります。

顕彰の充実

○公民館活動等に多年にわたり関わり、地域の教育力の向上に貢献された方を顕彰する「(仮称)生涯学習功労賞」の表彰制度を創設します。

② 自主活動の育成

公民館講座修了生の育成・支援

○公民館講座を修了した人を自主講座や文化活動団体等へ円滑に移行できるよう支援します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
家庭教育支援コーディネーター養成講座受講修了生 延べ数	133人	250人

【ことばの解説】

※1 家庭教育支援コーディネーター養成講座：地域の子育てや家庭教育支援のためのボランティアを育成するための人材育成講座のこと。

3 学習施設の整備・充実

(1) 社会教育施設等の整備・充実

主な取組

① 安全で快適な公民館

施設の充実

- 老朽化した施設については、ユニバーサルデザイン※1へ配慮し、計画的な施設修繕を実施します。
- 地域の実情に応じた公民館機能の在り方を検討します。

② 学校施設の活用

小中学校の学校施設開放

- 地域の交流の場として、安全面を確保し、管理体制を整備します。

③ 青少年野外活動センターの活用

事業の充実と施設整備の促進

- 主催事業を充実し、利用者数の増加を図ります。
- 計画的な施設修繕を実施し、安全で快適な施設環境づくりをめざします。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
学校体育施設延べ利用回数	19,050回 (平成23年度)	21,000回
青少年野外活動センター利用者数	28,114人 (平成23年度)	30,000人

【ことばの解説】

- ※1 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

4 地域における人権教育の推進

(1) 地域連携や学習活動の充実

主な取組

① 人権教育内容の充実

人権教育講演会 人権コンサート

○人権教育講演会や人権コンサート等の内容を充実させ、市民一人一人が、互いの人権を尊重し、多様な文化や価値観等を認め合う人権文化^{※1}を日常生活に定着させていきます。

人権出前講座

○PTAなどの教育関係団体を対象として、参加体験型学習を中心にした人権出前講座を開催し、人権について学び合う機会を充実させていきます。

② 地域での学習機会の充実

地域学習会の開催

○人権感覚を高めていく基礎的な態度やスキルを身に付けていく地域学習会やふれあい体験学習を実施します。

教育集会所等での取組

○教育集会所、隣保館、児童館、公民館等を拠点とした人権意識の向上につながる研修会や講座を開催します。

日本語教室等への支援

○外国人住民のための生活相談や日本語教室等の活動を支援し、地域において住民が相互理解を図る場をつくります。

③ 人権ネットワークの構築

人権フェスティバル^{※2}

○学校と地域との協働による人権フェスティバル等、地域での人権教育を推進していくための取組を進めます。

人 権
ネ ッ ト ワ ー ク

○地域や各種団体との連携と交流を進め、多様性に富んだ地域の人権文化の構築と人権ネットワークづくりを進めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
人権出前講座等の研修会の開催回数	57回	70回
協働する外国人住民支援活動団体数	13団体	20団体
住民が主体となった地域人権フェスティバルの実施地区数	6地区	8地区

【ことばの解説】

- ※1 人権文化：日常生活の中で、生活を形成する大切な文化として、お互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着したありようのこと。
- ※2 人権フェスティバル：地域住民が主体となって、人権に係る劇やメッセージを発表するなど、人権について学び合う活動のこと。



人権感覚を高める地域研修会



住民主体の地域人権フェスティバル

5 図書館・情報拠点機能の充実

(1) 図書館機能の充実

主な取組

① 社会のニーズに応じた図書館づくり

適正で効率的な 資料収集

○国際化、高度情報化など社会的変化による様々な利用者の要求に対応できるような図書資料の収集、大活字本や録音図書などのより幅広い利用者に対する資料の収集を行います。

電子資料の 調査・研究

○津市の所有する古文書のデータベース化を含んだ電子資料の導入に向けた調査・研究を行います。

郷土資料等の 充実

○郷土資料などの地域性を持った特色ある資料の収集を進めます。

② 多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実

相互貸借の積極的 な利用

○多様な利用者のニーズに応えられるよう、三重県図書館情報ネットワークや県外図書館との相互利用を積極的に進めます。

レファレンス機能 の充実

○利用者が図書館を効果的に利用でき、必要な文献や情報を手に入れることができるよう支援するレファレンスサービス機能の充実・強化を図ります。

情報提供の充実

○図書館のホームページによる情報提供を充実し、情報量の拡大と即時性の向上に努めるとともに、ホームページなどを利用した情報発信を含め、非来館サービスの充実を図ります。

③ 子どもの読書活動の充実

団体貸出の充実

○子どもたちがあらゆる機会に、あらゆる場所で本とふれあえるように、地域の団体や学校等を対象とした団体貸出を充実し、子どもの読書への関心を高めるような働きかけを進めます。

学校との連携

○学校と連携して、子どもの読書をより推進するため、教職員や学校図書館ボランティアの研修などに図書館司書を派遣し、支援を行います。

おはなし会や乳幼児図書 の充実

○乳幼児健診に合わせた赤ちゃん向けおはなし会の開催や、乳幼児図書の充実などにより乳幼児から図書館に親しむことができる環境づくりを行います。

身近な読書環境 の充実

○児童生徒の学年に合わせた読書案内を行うほか、児童参加のイベントなどを通じた身近な読書環境づくりを進めます。

④ 地域やボランティアとの連携

地域との連携

○地域の各種団体との連携を図り、コラボイベントの開催など、図書館の利用促進につながる地域産業との共同環境づくりと情報発信を推進します。

ボランティア との連携

○ボランティアの自主活動を支援するとともに、図書館を支援するボランティアの養成を推進します。また、図書館のボランティアや一般向けの講座を企画し、計画的に実施していきます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
図書館カードの新規登録者数	9,168人 (平成23年度)	10,000人
おはなし会の実施回数、参加者数	446回 6,204人 (平成23年度)	460回 6,500人
各種講座の講座数、参加者数	18講座 486人 (平成23年度)	20講座 600人

第4章 青少年の健全育成

1 健全育成活動の充実

(1) 青少年健全育成事業の充実

主な取組

青少年健全育成事業

○街頭指導や環境浄化活動、家庭教育力を高める取組などを関係機関と協力しながら行い、子どもの安全・安心と健全育成を図ります。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
「愛の声かけ」活動	8,948回 (平成23年度)	10,000回



青少年の健全育成を願い、大人の意識を高める街頭啓発

(2) 青少年育成関係団体の支援

主な取組

青少年育成関係 団体への支援

○青少年育成市民会議、子ども会育成者連合会等との連携を強め、活動をPRしたり、研修会を開催したりするなどの支援を行います。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
ジュニアリーダー※ ¹ 研修延べ参加者数	1,230 人 (平成23年度)	1,400 人
「SOSの家」旗※ ² 設置協力箇所数	3,666 箇所 (平成23年度)	4,000 箇所



意識と知識を高め合う津市ジュニアリーダー連合会交流研修会

【ことばの解説】

- ※1 ジュニアリーダー：地域活動におけるリーダーとなるべく研修会を開催し、子ども会活動等の補助を行っている中高生等で組織された団体のこと。
- ※2 「SOSの家」旗：「地域の子どもは地域で守る」という視点に立って、子どもたちが危害にあいそうになった時に駆け込める家の目印のこと。市民への啓発と犯罪の抑止効果を期待して、平成10年2月から実施し、市内小学校を中心とするPTAなどの協力により、平成23年度末の設置は市内3,666箇所に至っている。

2 放課後児童クラブの充実

(1) 放課後児童クラブの支援と施設整備

主な取組

放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 支 援

○放課後児童クラブを利用する子どもたちの生活の充実をめざして、指導員の指導力向上のための研修会を開催します。

安全・安心な施設

○放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、施設環境の整備に努めます。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
放課後児童クラブ指導員研修の回数	4回 (平成23年度)	6回



平成22年度に新築された棕本地区放課後児童クラブ施設（芸濃キッズ）

第5章 歴史的資源の保存と活用

1 文化財保護の推進

(1) 文化財の保存と活用

主な取組

多気北畠氏遺跡の 保 存 と 活 用

○多気北畠氏遺跡では、城下の構造解明に向けた学術調査を継続します。

津 城 跡 の 保 存 と 管 理

○津城跡は、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の修理など適切な保管・管理を行います。

歴史文化に触れる 機 会 の 充 実

○子どもたちが一身田寺内町の歴史・文化に触れる「歴史まるごと体験塾」の開催支援を行うほか、広く一般に津市の歴史・文化に関するパンフレットの作成など啓発事業を行います。

文化財保存事業へ の 支 援

○指定文化財の修理などの保存事業に財政的支援をします。



発掘調査で見つかった北畠氏館跡の入口



地域文化に触れた歴史まるごと体験塾

(2) 伝統文化の継承

主な取組

伝統文化の継承への支援

○民俗行事の活動の場を通して、後継者の育成などの伝統文化の継承を支援するため、補助金等の財政的支援をします。

伝統文化に触れる機会の充実

○多くの市民が伝統文化に触れる機会を充実するために行事の開催情報などを積極的に発信します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
伝統文化活動事業件数	21件	27件



唐人踊



香良洲町の宮踊



こんぼ
牛蒡祭

(3) 歴史資料の公開と活用

主な取組

テーマ性に基づいた資料館の整備

○美杉ふるさと資料館は「多気北畠氏遺跡」を、白山郷土資料館は「街道と旅」を、美里ふるさと資料館は「長野氏」をテーマにした施設整備を図ります。

魅力ある展示の充実

○各地域に特化した展示構成を図るとともに、県や他市町の博物館及び民間の博物館と連携することにより、ネットワーク化を図ります。

考古資料などの活用

○地域の歴史に根ざした資料を活用し、魅力ある講座を開講します。

数値目標

内 容	現 状	平成29年度
歴史資料館等の入館者数	19,931 人 (平成23年度)	24,000 人



津市香良洲歴史資料館

航空機エンジンプロペラ

今後のスケジュールについて

- 1 パブリックコメントの実施
平成25年2月18日（月）から同年3月19日（火）まで
- 2 津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）の策定
平成25年4月

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。